

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)及び法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、法第9条の3第1項及び法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出並びに法第9条の3第8項(法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「災害廃棄物処分受託者」という。)が実施した当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査結果報告書」という。)の縦覧手続、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者からの生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 生活環境影響調査結果報告書の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)の種類は、次の各号に掲げる施設の設置者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 市 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(次号において「焼却施設」という。)及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(2) 災害廃棄物処分受託者 焼却施設

(縦覧の告示等)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査結果報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、生活環境影響調査結果報告書を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及び縦覧に供する期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 施設の名称

(2) 施設の設置の場所

(3) 施設の種類

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

2 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により生活環境影響調査結果報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び縦覧の期間のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 前項各号に掲げる事項

(市による施設の設置に係る縦覧の場所及び期間)

第4条 市による施設の設置に係る縦覧の場所は、規則で定める場所とする。

2 市による施設の設置に係る縦覧の期間は、前条第1項に規定する告示の日から1月間(法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更にあつては、1月間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間)とする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る縦覧の場所及び期間)

第5条 災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る縦覧の場所は、災害廃棄物処分受託者の事務所とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において特に必要があると認めるときは、市長が指定する場所において公衆の縦覧に供することができる。

3 災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る縦覧の期間は、第3条第2項に規定する告示の日から1月間(市長が非常災害の状況に応じて期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間)とする。

(市による施設の設置に係る意見書についての告示)

第6条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書についての公告)

第7条 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公告するものとする。

(市による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限)

第8条 市による施設の設置に係る意見書の提出先は、規則で定める場所とする。

2 第6条の規定による告示があつたときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日(法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更の場合にあって

は、2週間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間を経過する日)までに、市長に意見書を提出することができる。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限)

第9条 災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の提出先は、災害廃棄物処分受託者の事務所とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において特に必要があると認めるときは、市長が指定する場所を意見書の提出先とすることができる。

3 第7条の規定による公告があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日(市長が非常災害の状況に応じて期間の短縮を認めた場合はその期間を経過する日)までに、災害廃棄物処分受託者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第10条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は岡山県環境影響評価等に関する条例(平成11年岡山県条例第7号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに規定する手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第11条 市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、生活環境影響調査結果報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、倉敷市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。